

# 小山工業高等専門学校動物実験委員会規則

制 定 平成 29 年 4 月 12 日

一部改正 令和 2 年 3 月 31 日

## (設置)

第 1 条 小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校における動物実験に関する指針に基づき、本校動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (任務)

第 2 条 委員会は、校長の諮問に応じ、本校における動物実験の適切な指針の策定及びその適正な運用を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 校長の諮問を受け、動物実験責任者が申請した動物実験計画が動物実験等に関する法令及び本校における動物実験に関する指針に適合しているかどうかの審査を実施し、その結果を校長に報告すること。
- 二 動物実験計画の実施の結果について、校長より報告を受け、必要に応じ助言を行うこと。

## (組織及び運営)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
- 二 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- 三 総務課長
- 四 その他学識経験を有する者 若干名

2 前項第一号、第二号及び第四号の委員は校長が指名する。

3 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

## (委員会)

第 5 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長は、必要に応じ委員会の同意を得て委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

## (専門委員会)

第 7 条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営については、委員会が別に定める。

## (事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成29年4月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。